

総合工事業団体 ご担当者様

## 自主行動計画の改定・徹底について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

お世話になっております。国土交通省建設業課です。

適正取引の推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、物価上昇を上回る賃上げのためには、その原資を確保するための価格転嫁・取引適正化対策を推進することが重要です。

この度、中小企業庁から振興基準の改定等を踏まえて自主行動計画を改定するよう事務連絡がございました。

### ○振興基準（中小企業庁 HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>

各位におかれましては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、自主行動計画の策定に向けて動いていただいているところかと存じますが、本事務連絡を踏まえ、以下の点につきましても自主行動計画に盛り込んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 2. 第6回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（令和6年1月19日）での指示に基づく自主行動計画の改定・徹底

### （1）「振興基準」の改定を踏まえた、自主行動計画の改定について

中小企業庁ではこの度、下請振興法に基づく「振興基準」を改定し、①適切な取引対価の決定にあたって「労務費の指針」に沿った行動を適切に取る旨、②原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする旨、を追記したところです。

これを踏まえ、各事業所管省庁においては自主行動計画策定団体に対して、①労務費の適切な転嫁に向けた交渉のあり方や、②原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す取り組み、について各業種の実情に即した形を検討し、自主行動計画への追記をお願いいたします。

### （2）パートナーシップ構築宣言に関する、自主行動計画の改定について

内閣府・中小企業庁では、原材料費や労務費の価格転嫁を含めた取引適正化を推進するため、個社が宣言する「パートナーシップ構築宣言」の拡大や実効性の確保に取り組んでいます。

「パートナーシップ構築宣言」の業界全体への浸透に向けた取組の一環として、各事業所管省庁においては、「パートナーシップ構築宣言」について、自主行動計画に未記載の業界団体に対して、「パートナーシップ構築宣言を行うこと」の追記をお願いいたします。

以上（１）～（２）については、現状本年秋頃予定されている次回WGにおいて状況を確認予定ですので、その点踏まえ改定を実施いただきますよう、お願いいたします。

（参考）第６回 中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku\\_kojyo/katsuryoku\\_kojyo\\_wg/dai6/gjjsidai.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai6/gjjsidai.html)

重ね重ねのお願いとなり、大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

以 上

各事業所管省庁あて

事務連絡（依頼）  
自主行動計画の改定・徹底について

中小企業庁 取引課  
2024年5月2日

原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、物価上昇を上回る賃上げのためには、その原資を確保するための価格転嫁・取引適正化対策を推進することが重要。

その一環として、各事業所管省庁におかれては、自主行動計画の不断の改善や、継続的な呼びかけにより、業界全体の取引方針の改善に取り組むことが必要不可欠。

令和5年4月に開催した第5回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループにおいて、下請Gメンの情報・分析に基づき、業種毎の課題や改善点について具体的な指摘を行い、これに基づき自主行動計画への改定・徹底を要請。その後令和6年1月に開催した第6回ワーキンググループおよび、令和6年3月に開催した中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第19回取引問題小委員会においてそのフォローアップを実施した。

足下、第6回ワーキンググループでの指示に基づいた自主行動計画の改定に取り組んでいるものと承知するが、第5回ワーキンググループでの指示に基づく改定・徹底が不十分である場合は、引き続き取り組まれない。

記

以下の事項について、対応いただきたい。

**1. 第5回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（令和5年4月5日）での指示に基づく自主行動計画の改定・徹底**

**（1）下請Gメンヒアリングの結果等を踏まえ、具体化・明記が必要な事項**

第5回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループにおいて、下請Gメンのヒアリング結果を踏まえた中小企業庁からの指摘のうち、未だ改定・徹底がなされていないものについては引き続き改定・徹底に取り組まれない。

**（2）令和4年末、公正取引委員会は、「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査の結果」（令和4年12月27日）を踏まえ、明記が必要な事項**

当該調査結果に基づき、「受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要」であることについて、未だ改定がなされていない場合は対応されたい。

### (3) トラック業界に関して

2024年問題や、トラック運送業界において価格転嫁率が非常に低いことについて、トラック運送業界が持続的な発展をしなければ、各業界の事業にも重大な支障が出ることから、これらの問題は荷主問題でもあるとの認識の上、荷主として責任ある主体的な取組が必要。ついては、自主行動計画において、「適正な運賃水準となるよう配慮する」旨、未だ記載がなされていない場合は対応されたい。

業所管省庁におかれては、以上(1)～(3)について引き続き対応し、十分な改定が困難である場合は、その旨を中小企業庁取引課に報告されたい。

## 2. 第6回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ(令和6年1月19日)での指示に基づく自主行動計画の改定・徹底

### (1) 「振興基準」の改定を踏まえた、自主行動計画の改定について

中小企業庁ではこの度、下請振興法に基づく「振興基準」を改定し、①適切な取引対価の決定にあたって「労務費の指針」に沿った行動を適切に取る旨、②原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする旨、を追記。

これを踏まえ、各事業所管省庁においては自主行動計画策定団体に対して、①労務費の適切な転嫁に向けた交渉のあり方や、②原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す取り組み、について各業種の実情に即した形を検討し、自主行動計画への追記を依頼されたい。

改定状況については、次回WGにおいて状況を確認予定。

### (2) パートナーシップ構築宣言に関する、自主行動計画の改定について

内閣府・中小企業庁では、原材料費や労務費の価格転嫁を含めた取引適正化を推進するため、個社が宣言する「パートナーシップ構築宣言」の拡大や実効性の確保に取り組んでいる。

「パートナーシップ構築宣言」の業界全体への浸透に向けた取組の一環として、各事業所管省庁においては、「パートナーシップ構築宣言」について、自主行動計画に未記載の業界団体に対して、「パートナーシップ構築宣言を行うこと」の追記を依頼されたい。

改定状況については、次回WGにおいて状況を確認予定。

以上(1)～(2)については、現状本年秋頃予定されている次回WGにおいて状況を確認予定であるため、その点踏まえ改定を実施いただきたい。